



地域から始めよう!



しずおか防犯まちづくり

# 防犯まちづくり ニュース

No. 208

令和4年4月 15 日

しずおか防犯まちづくり

県民会議発行

事務局 暮らし交通安全課

TEL:054-221-3715

## ～考える！新成人～ 2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

★成年に達すると、未成年のときと何が変わるのでしょか★

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。その契約についての責任も、自分で負うこととなります。

### ここに注意! “怪しい”に気づくポイントチェック ～犯罪被害・消費者被害に遭わないために～

#### □契約に関する知識を学ぼう

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約するとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

#### □うまい話ほうのみにせず、きっぱり断ろう

「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」「〇%オフ」などのインターネット広告や友人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれることがあります。こうした広告や説明ほうのみにせず、安易に契約することはやめましょう。また、「お金がない」と言うと、借金を迫られる場合もあるため、「契約しない」ときっぱり断りましょう。

#### □消費者の味方になるルールを知ろう

クーリング・オフ制度や消費者契約法など、消費者を保護するルールがあります。こうしたルールを知り、いざというときには活用しましょう。

さらに  
くわしく!



他の事例やアドバイス  
を見てみましょう!



こちらから  
「国民生活センター」  
の詳しい情報を  
見ることが  
できます。



やばい!?  
SOS! 静岡県

キミはどのタイプ?!  
「やばい度診断」で、  
今すぐ自分のトラブル  
体質を診断してみよう!



二次元コード



### 消費生活についてのご相談は、 下記をご利用ください。

#### ★県の消費生活相談窓口★

東部県民生活センター TEL055-952-2299

中部県民生活センター TEL054-202-6006

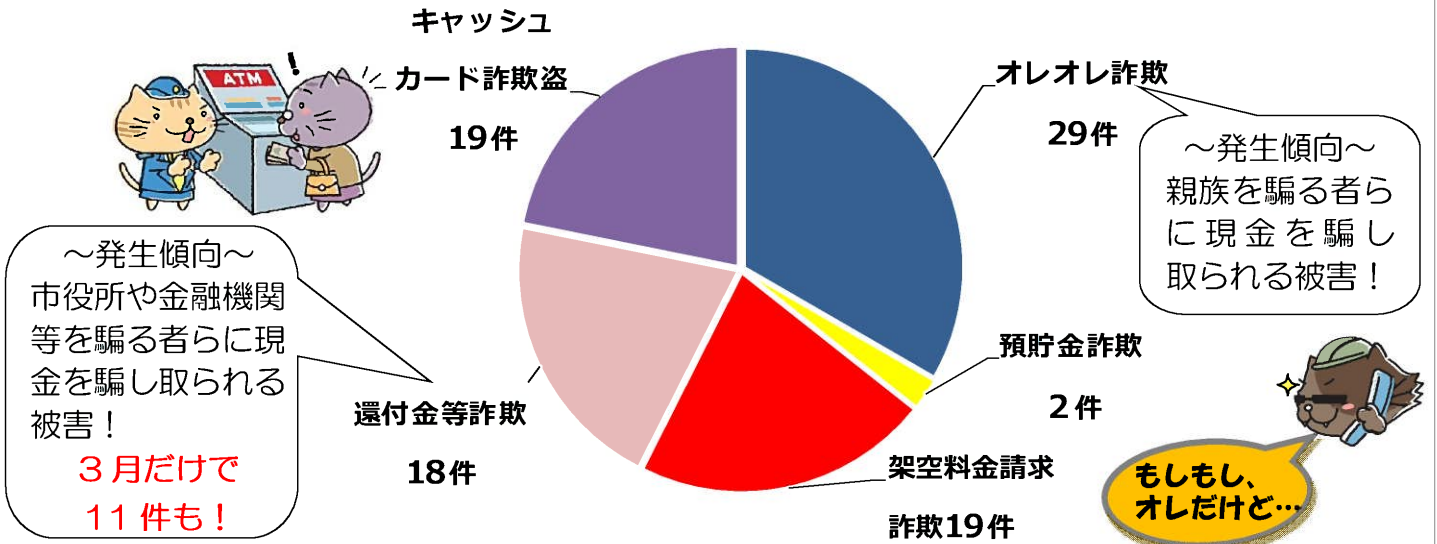
西部県民生活センター TEL053-452-2299

★消費者トラブルに巻き込まれた場合や  
困ったことが起きた場合★

#### 消費者ホットライン「188」

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。  
※相談窓口につながった時点から、通話料が発生します。(相談が無料です)

# 令和4年1月～3月の特殊詐欺認知状況(暫定値)



還付金詐欺の被害が止まりません。

被害に遭わないための対策について、家族みんなで話し合い、危機管理意識を高めましょう！

## ★還付金詐欺対策★

- ・電話で「還付金」は詐欺！「ATM」で還付金は戻りません。
- ・身に覚えのない料金の請求や、パソコン使用中の警告画面は詐欺！1人で判断せずに家族や警察に相談しましょう。
- ・留守番電話設定等で知らない番号からの電話には出ない対策を！

**STOP!**  
ATMでの  
携帯電話！！

## ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない！

出典：県警本部



## 子どもの安全対策について



この春から新1年生が入学し、子どもひとりで外出することも多くなります。地域の大人がみんなで子どもを見守ってあげましょう。

「子どもが危険な目に遭わないポイント」をご確認頂き、お子様へのご指導をお願いいたします。



## 子どもと考えましょう！ 子どもが自分で危険から身を守るには・・・

- 一人で歩かない、遊ばない！  
知らない人の誘いはきっぱり「**イヤ!**」と断ります。
- 常にまわりを注意する！  
「ただいま!」の前にまわりをみよう。
- あやしい人につけられたら？  
目を合わせずに、距離をとります  
ついてくるなら・・・**(大きな声で)「やめてください!」**  
あきらめないなら・・・**「助けてー!」**大声をあげ全力で走って逃げます。



**不審者を見かけたら安全を確保して、すぐに警察に通報してにゃん!**

